

議案第26号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。））について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）
- 2 指 定 管 理 者 一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体
代表者 鳥取市栄町606番地
一般財団法人鳥取県観光事業団
理事長 衣 笠 克 則
東伯郡琴浦町大字逢束1061番地6
株式会社チュウブ
代表取締役社長 大 田 英 二
- 3 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 理 由 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理業務を効果的か

つ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チ
ュウブ共同企業体を指定管理者として指定しようとするものであ
る。